

ており、財産管理だけでなく、介護を取り巻く問題が、今以上に深刻な状況に陥ることは避けられないと思われまます。

在宅介護では、家族など介護者が介護に追いつめられ虐待する状況に陥ってしまったとしても密室であるため、問題が表面化した時には非常に深刻な状況になっている場合があったり、年金や預貯金が本人のためではなく、家族が勝手に本人の了解なく使ってしまうなどの財産侵害の問題も起きています。また、子どもたちが介護と親の預貯金の使い道を巡り、本人の生前から相続争いにつながるような相談もあります。

さらに、悪質な業者による様々な手法の訪問販売などで、日常生活に必要な高価な製品の売買契約をしてしまうなど、消費トラブルに関する相談や、生活苦を理由に消費者金融から現金を借り、自己破産寸前となるケースなど、常に危険な状況にさらされているという現状もあります。

施設介護については、最近、国が定めた特養の施設運営基準で、原則禁止にされている身体拘束について、痴呆症状のある高齢者の徘徊などを抑止するために居室に閉じ込めたり、転倒を防ぐために、車いす等にベルトで固定する

などの拘束を行っていたという事件が報道されました。この施設では、利用者の通帳と印鑑の管理をしていましたが、親族からの申出があったとして、本人意思の確認がされないまま寄付金が引き出されていったことなどの問題も指摘されています。残念なことに、このような実態はまだまだ潜在している可能性があります。

### 支援者として考える

福祉・医療・保健・地域の住民など、身近な支援者の多くが、痴呆性高齢者など、判断能力が低下した方たちに対する権利侵害の実を、見たり聞いたりしているのにも関わらず、それを黙視したり、気がつかないうちに加害者になっていたりする可能性があることを認識する必要があります。

福祉サービス利用者の自己決定を尊重するとともに、残存能力を活用(自立支援)していくことは、介護保険制度や成年後見制度の理念として掲げられています。利用者の多くは判断能力が低下し、自らの意思を的確に伝えることが難しいことも少なくないため、本人の残存能力を活用できるように、物事を分かりやすくより丁寧に説明した上で、本人の意思を引き出すことが重要となります。時間が

かかる支援であることは否認ませんが、しっかりとした認識を持つて支援する必要があります。

### 「特別相談会」を開催します

あしすとでは例年、遠方の方々や平日時間が取りにくいご本人や家族からの相談をお受けできるよう、「特別相談会」を県内各地で開催しています。本年度は、平成十七年一月二十九日に南足柄市で開催します。福祉に詳しい相談員と弁護士が、無料で様々な相談に応じます。

またこれに先駆け、南足柄市社会福祉協議会では、十二月二日に、福祉関係者等を対象にした講演会を実施します。講演は、重度の痴呆症状などがある場合や、本人の判断能力が衰えている方への支援システムである「成年後見制度」と「地域福祉権利擁護事業」についてその違いや、「権利」のあり方などについて弁護士の方に分かりやすく紹介いただく予定です。より一層、理解を深めていただければと考えています。

(詳細は、南足柄市社会福祉協議会  
☎0465-172-1210(9まで)

### 求められる重層的な支援

権利擁護に関しての地域での仕組みづくりは、まだ十分に整備さ

れているとは言えない状況です。地域での様々な権利侵害を予防し、安心した生活を確保するためにも、重層的な支援体制整備が必要とされています。介護保険制度見直しの中でも、地域包括支援センター(仮称)の総合相談窓口機能の一つに、権利擁護に関する取り組みがあげられています。各関係機関がそれぞれの役割を適時適切に担いながら連携し、ネットワークを形成していくことが喫緊に必要とされていることを認識し、あしとが相談の中で培ってきた手法を生かして、今後の事業を考えていきたいと思えます。(あしと)

### 権利擁護「特別相談会」のお知らせ

専門知識を有する相談員や弁護士が、個別に相談に応じます(秘密厳守)。※相談料は無料です

【日時】平成17年1月29日(土) 10時~17時

【会場】りんどう会館(南足柄市関本403-2)

【対象】痴呆などで日常生活に不安のある高齢者や障害のある方(家族や関係者からの相談も可)



<問合せ>かながわ権利擁護相談センター(あしと)

☎045-312-1121代(内線3553)

FAX045-322-3559